

# 蒲原の揚水具

## 三種の揚水具

写真は市域で使われ現代に伝えられた田に水を揚げる揚水具です。大河川によって形成された蒲原の平野部は、江戸時代以来水田単作を営む農村地帯でしたが、海抜が低く低湿なこの地域で、多様な揚水具が使われたことを最初は不思議に思いました。

揚水具の歴史をひもとくと、鎌倉・室町時代に登場し、大河川の治水と低湿地帯の開拓が進められた江戸時代には、さまざまな揚水具が現われるようになります。江戸時代の農書「農具便利論」(大蔵永常、一八二二年)には、はねつるべ・揚水機・ブランドスポイト・踏車・小車・取桶など様々な揚水具が紹介されています。蒲原の平野部では、上原甲子郎氏によればミスグルマ・ジャバラ・ゴイの三種が使われ(上原一九五八年「こい・蛇腹・水車」『巻町双書第四巻 蒲原の民具』)、山口賢俊氏はその構造・機能を具体的に論じ、低湿地帯では排水機として重要な役割を果たしたことを指摘しました(山口一九七九年「福島潟の民具 二 農機具」『山口賢俊著作集』第三巻所収)。

## 揚水具の使用例

これらの揚水具は市域のほとんどの博物館・資料館に収蔵されており、生産に必要な道具であったことは間違いあ

りません。実際の水利慣行の中で揚水具がどのように使われたか、各自自治体史や郷土史の記述から具体的に



ミスグルマ

まず、ミズグルマは踏み車、ジャグルマなどと呼ばれ、蒲原の平野部農村で広く使われてきました。亀田郷や白根郷北部での使用記録が多く見受けられます。具体的には、田打ち時の排水に用いた例や溜池や田のつみみ水などを微高地へミスグルマで揚げ、用水として使用した記録があります。潮位を利用して、堀の水門から水を逆流させて水を導入する汐掛けという用水導入の際にも、ミスグルマを使用した例があります。蒲原のように大小の河川があり、海抜の低い平野部でも、用排水系が未分離で水路と田面の高低差がないために、揚水具が必要であったことがわかります。

ジャバラは歴史的には竜尾車という名称で知られ、蒲原周辺ではタツマキ(タツ)、ダイロマキ、佐渡では水上輪等と呼ばれています。市域の亀田郷を除く中蒲原・西蒲原・北蒲原での記録が見受けられ、いずれも稲作の際に使われたものです。池からの揚水や干ばつ時の揚水な

ど、地形や状況から高低差の存在が推測される使用例が多いようです。ゴイも同様に、用水に用いた例が多く、苗代の揚水に用いられた記録が多く見受けられます。

苗代田では水管理が欠かせず、本田に比べて面積が小さく要する水量が少ないため、揚水能力は小さいものの軽量で取り回しの良いジャバラやゴイが使われたと推測されます。ミスグルマに比べると排水に用いた使用例は田打ちの時に使った記録がほとんどで、亀田郷ではジャバラを使用した記録も見受けられません。低地の強湿地では揚水能力の高いミスグルマを排水に使い、それほどではない場合ではゴイやジャバラを使ったものと推測されます。



ジャバラ(手前)とゴイ(奥)

## 全国でも類例の少ないジャバラ

ジャバラは全国的には使用例が少ないため、県内に残されている記録や実物資料の位置づけが重要です。ジャバラは、板片を筒状に張り合わせてタガで締める、桶作りの技術を用いて製作されています。水を揚げる仕組みは筒の内部構造にあり、芯木にらせん状に羽根をつ

森 行人

け、回転させて水を巻き揚げます。同様の原理の揚水具は、すでに紀元前のローマの文献に登場しています。ヨーロッパではアルキメデスポンプの名で知られ、一六〇〇年代には竜尾車の名で中国に伝わり、さらに日本に伝えられました。一六〇〇年の半ばには、佐渡・釜山の坑道の排水に使われました。

ジャバラの製作については、佐渡の桶職人による製作記録を柳平則子氏が報告しています。越後側では第一回内国勲業博覧会に新潟県大寺村(現出雲崎町)の夏井松太郎が出品した記録がありますが、定かではありません。当館では、昨年度月潟地区公民館の協力で南区で使われたジャバラと桶職人の道具を収集しました。その中の桶職人の焼判は、南区のしるね大風と歴史の館所蔵のジャバラ(タツマキ)に付された焼印と同じもので、蒲原におけるジャバラの製作者に関する貴重な資料となりました。

日常のくらしの歴史は、このような実物資料(モノ)を通じて一端を知ることが出来ます。逆にいえば、これらを意識的に集め守り伝えなければ、日々の時の経過の中で忘れ去られ、あるいは災害で一時に失われて、歴史を振り返る途が絶えることとなります。さらに研究を深めるとともに、日常のくらしの道具を資料として収集・保存する取り組みを進めたいと思います。

(もり ゆきひと 学芸員)

## 「歴史に学ぶ」「この難しさ」

三月十一日に、突如東日本に巨大地震と大津波が襲い、東電福島第一原発の事故を伴い、犠牲者や被災者が苦しんでいる現状を一刻たりとも忘れることはできません。こういった状況下で二〇〇九年六月の経済産業省審議会での言説が注目されています。

その言説とは、審議会で、貞観十一（八六九）年に陸奥国でマグニチュード八・四と推定される、地震・津波があり、同規模の津波が再来する可能性が指摘されたのに対し、東電側が「歴史上の地震であり、研究では課題としてとらえるべきだが設計上考慮する地震にならない」と答えたというものです。この回答には「歴史上」との言葉があります。歴史に学ぶ者として、これを見過しにできません。

『日本三代実録』貞観十一年条に見える陸奥国の地震・津波記事の現地調査では、マグニチュード八・四の巨大地震が推定されるにいたり、大津波がきた場所や高さが明らかにするなど研究がすすんでいました。これと同程度の巨大地震や大津波がきたら今のままで危険だ！と警鐘が鳴らされていたのです。しかし審議会は、判明

した歴史上の「事実」を警鐘と受けとめず、研究課題だと受け流し、設計上考慮すべき地震かどうかという問題に狭くすり替え、これに大方が「そうそう」となってしまうのです。

巨大地震や大津波にもっとも備える必要のある組織を構成し、知性あると期待された多くの人たちが、歴史「事実」からの「警鐘」を素直に受け取られなかったということです。一方で、釜石市の小学校は素直に歴史に学び、「津波でんてんこ」と高台避難を徹底させて犠牲者を少なくしたそうです。それと比べて、歴史を学び、歴史を語ってきた者として、「歴史に学ぶ」ことを難しくしてきたことがなかったか、私たちにも真摯な反省を迫るものがあります。



明治津波の碑「丙申大海嘯横死諸群靈墓」(釜石県)  
「出典」『ドキュメント災害史』一七〇三～二〇〇三  
「三三」四津波碑経験の伝承(一〇頁)(財団法人歴史民俗博物館振興会刊行二〇〇三年六月)

## 収蔵資料紹介

### 沼垂浜懸積出入検分絵図(新潟町会所文書)

この絵図は、文政八（一八二五）年に起こった訴訟の際に実況検分して作られた絵図です。「懸け積み」とは、浜辺から沖合の船へ小船を使って荷物を積み込む方法です。これが新潟湊の掟に反すると、新潟町が沼垂町を訴えたのです。これに対して沼垂町は、「懸け積みは古来からの慣習であり、場所も湊の外である沼垂の浜であるから、新潟湊の規定は適用されない」と反論しました。

新潟町と争い敗れ続けてきました。そしてこの訴訟でも敗れました。さらに同十三（一八三〇）年には、沼垂町をはじめ河渡（東区）、松ヶ崎・大夫浜・島見（北区）などの近隣の浜も、懸け積みや地船による他国との商売が禁止されてしまいます。これは信濃川の河口だけでなく、周辺の浜も含めて新潟が唯一の湊であることを示した判例となりました。

この絵図に貼られている付箋から、沼垂町の懸け積みの方法がわかります。まず沼垂町から川船で「古阿賀野川」（現通船川）を渡り、山の下の新田前の「小潟」まで荷物を運びます。そして陸路を使い、このために新たに作った「切通し」を通って砂山を抜け、阿賀野川旧河道が埋まってできた沼垂の浜にある「出張小屋」に運び込み、沖合にやってくる船を待つて商売をしたのです。

沼垂町は、百年以上前から続く湊の權益をめぐって、



(長谷川 伸 学芸員)